

議会運営委員会記録

開会年月日	令和元年12月9日
開会時刻	午前8時58分
閉会時刻	午前9時10分
出席委員名	◎野崎隆太 ○楠木宏彦 久保 真 中村 功
	吉井詩子 吉岡勝裕 西山則夫 宿 典泰
	世古 明（議長）
	藤原清史（委員外議員）
欠席委員名	浜口和久
署名者	久保 真 中村 功
担当書記	中野 諭
審査案件	1 12月市議会定例会の議事日程の変更について
	2 質疑・一般質問の発言順について
説明者	議会事務局長

会議の概要

野崎委員長、開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に久保委員、中村委員の両委員を指名決定した。

まず始めに、「12月市議会定例会の議事日程の変更について」を議題とし、「議案第28号」の追加送付及び「発議第1号」の提出があったため、中村議会事務局長から別紙のとおり議事日程変更の説明があり、宿議員から3人以上の会派で議会のあり方調査特別委員会の分科会に欠員が出ていることに関する協議についての発言があり、12月定例会中に各派代表者会議を開き対応することと確認し、また議事日程については、事務局説明のとおり決定した。

次に、「質疑・一般質問の発言順について」を議題とし、中村議会事務局長から別紙のとおり、一般質問について6名から通告があり、配付した「質疑・一般質問事項」は通告順に記載してあることが説明され、件数の配分も含め、3日間の議事の運営について協議をしたところ、まず、発言順について諮ったところ、事務局説明及び配付の「質疑・一般質問事項」のとおり決定し、続いて、3日間の議事の運営については各日の件数、時間配分なども含めた一切を議長に委ねることを諮ったところ、全員異議なく、その旨を決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和元年12月9日

委員長

委員

委員

【12 月市議会定例会の議事日程の変更について】

それでは、議長に代わりまして、御説明申し上げます。

当局から、追加議案の送付がありましたことから、議事日程の変更案を作成いたしましたので、御説明を申し上げます。

送付を受けました議案は、「議案第 74 号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」及び「議案第 75 号 市有財産の取得について」の 2 件でございます。

日程の変更につきまして御説明申し上げますので、日程案を御覧ください。

先に御決定いただきましたとおり、本日、この後、午前 10 時に本会議の継続会議をお開きいただきます。

「議案第 52 号外 7 件一括」から「議案第 71 号」までの日程につきましては、先に御決定いただいたとおりで変更はございません。

次に、追加議案の審査のため、日程第 5 として、「議案第 74 号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」を上程し、当局説明、質疑の後、総務政策委員会に審査付託していただきます。

次に、日程第 6、「議案第 75 号 市有財産の取得について」を上程し、当局説明、質疑の後、教育民生委員会に審査付託していただきます。

審査付託後は、先の御決定どおり一般質問をお願いすることとなります。

次に、10 日火曜日でございます。

本会議散会后に、議会のあり方調査特別委員会全体会を開会いただくことといたしております。

次に、最終日、18 日水曜日でございます。

午前 9 時に議会運営委員会をお開きいただき、この日の議事について御審査いただきます。

続いて、午前 10 時に本会議の継続会議をお開きいただきます。

「議案第 52 号外 7 件一括」から「議案第 71 号」までの日程につきましては、先に御決定いただいたとおりで変更はございません。

次に、日程第 5、「議案第 74 号」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、日程第 6、「議案第 75 号」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

「報告第 13 号」以降の日程につきましては、先に御決定いただいたとおりでございます。

以上のとおり、日程の変更案を作成いたしましたので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

【質疑・一般質問の発言順について】

質疑・一般質問の通告につきましては、12月4日水曜日午後3時に締め切らせていただきましたが、お手元に配付いたしました「質疑・一般質問事項」に記載のとおり、6名の方から一般質問がございました。

資料の「質疑・一般質問事項」は、通告の順に記載してございますが、発言の順番につきまして、御協議の上、御決定いただきたいと思います。

また、質疑・一般質問を行う日程として、本日から12月11日水曜日までの3日間を充てておりますが、件数の配分も含め、3日間の質疑・一般質問に係る議事の運営をどうするかにつきましても、併せて御協議いただきたいと思います。

説明は以上でございます。